



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日
(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

規 則

- 沖縄県農業共済組合検査規則の一部を改正する規則（糖業農産課） 1

告 示

- 救急病院の告示（医務課） 3
- 肥料の登録の有効期間の更新（営農支援課） 3
- 漁船損害等補償法施行令に基づく付保義務の同意を求めるための事前届出・3件（水産課） 3
- 公共測量の実施の通知（道路管理課） 4

公 告

- 特定非営利活動法人の設立の認証申請（県民生活課） 4
- 准看護師試験の実施（医務課） 5
- 事後調査報告書の縦覧（河川課） 5
- 特定調達契約に係る一般競争入札の参加資格及び申請方法等についての公告（教育庁保健体育課） ... 5
- 特定調達契約に係る一般競争入札の公告（教育庁保健体育課） 6
- 特定調達契約に係る落札者の決定（県立八重山商工高等学校） 8

規 則

沖縄県農業共済組合検査規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年10月12日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県規則第50号

沖縄県農業共済組合検査規則の一部を改正する規則

沖縄県農業共済組合検査規則（平成21年沖縄県規則第50号）の一部を次のように改正する。

第17条を第19条とし、第16条を第18条とする。

第15条中「当たり、」の次に「組合の」を、「責任者に対し、」の次に「口頭をもって」を加え、「行い、これに対する」を「行うとともに、理事又は監事からそれについての」に改め、同条を第17条とする。

第14条を第16条とする。

第13条中「当該組合の組合員」を「組合員、加入者」に、「説明又は必要な書類」を「任意の説明、答弁又は書面」に改め、同条を第15条とする。

第12条を第14条とする。

第11条第2項中「前項のほか、」を「前項に定める立会人のほか、できるだけ」に、「立ち合わせることができる」を「立ち合わせよう努めるものとする」に改め、同条を第13条とする。

第10条第1項中「別記様式」を「様式第1号」に、「農業災害補償法施行規則（昭和22年農林省令第95号）第46条の規定による身分証明書」を「身分証明書（様式第2号）」に改め、同条を第12条とする。

第9条第1項に次のただし書を加える。

ただし、検査の一環として支所、出張所等の出先機関において単独で検査等を行うときは、この限りでない。

第9条第2項の次に次の4項を加え、同条を第11条とする。

- 3 検査員は、十分な注意を持って検査を実施し、事実の認定、処理の判断及び意見の表明を行うに当たって、常に公正不偏の態度を保持しなければならない。
- 4 検査員は、組合の業務及び会計が適正であり、かつ、妥当であるかどうかを判断するに足る基礎を得るまで、検査を実施しなければならない。
- 5 検査員は、検査に当たっては、組合の業務執行に支障のないようにするとともに、組合に無用の負担を負わせないように留意しなければならない。
- 6 検査員は、常に穏健冷静な態度を保持し、相手方の説明及び答弁を慎重に聴取するように努めなければならない。

第8条の見出し中「実施」を「原則」に改め、同条中「行うものとする」を「行う」に改め、「知事が」の次に「検査の実効性を確保するため」を加え、同条を第10条とする。

第7条を第9条とする。

第6条中「帳簿、書類その他の物件」を「組合の業務及び会計の状況」に改め、同条を第8条とする。

第5条を第7条とする。

第4条中「主たる事務所において、帳簿、書類その他の物件の検査」を「事務所、倉庫、事業場その他組合の業務に直接又は間接に関係のある場所（以下「事務所等」という。）において、現物の検査、帳簿その他の書類の検査」に、「当該事務所」を「当該事務所等」に改め、「場所において」の次に「帳簿その他の書類につき」を加え、同条を第6条とする。

第3条中「すべて」を「全て」に改め、同条を第5条とする。

第2条中「実態を把握し、是正の措置を講ずることにより、組合の業務及び会計の適正を図り、もって組合の正常な事業運営と農業災害補償制度の健全な発達を図る」を「状況を的確に把握することにより、組合に対する個別の指導監督を効果的に行い、農業災害補償制度における組合の正常な事業運営を促進する」に改め、同条の次に次の2条を加える。

(検査の視点)

第3条 前条に規定する検査の目的を達成するため、次の事項について検討する。

- (1) 合法性 定款、共済規程、諸規則等の整備状況及び法令、法令に基づいてする行政庁の処分、定款、共済規程、諸規則等の遵守状況
- (2) 合目的性 農業災害補償法第1条の規定及び定款等の組合が定めた業務又は事業目的に合致した運営状況
- (3) 合理性 業務及び会計の効率性の観点からの合理的な運営状況

(年間検査計画等の策定)

第4条 知事は、年度当初に、月別及び組合別の年間検査計画並びに当該年度における検査重点事項を作成するものとする。

別記様式中「(第10条関係)」を「(第12条関係)」に、「を実施する」を「の職務に従事する」に改め、同様式を様式第1号とし、同様式の次に次の様式を加える。

様式第2号 (第12条関係)

	8.5 センチメートル	
身 分 証 明 書	第 号	⋮
所 属 職 名 氏 名	(写 真 貼 付)	6.5
年 月 日 生		セ
上記の者は、農業災害補償法第142条の2から第142条の4までの規定による検査の職務に従事する者であることを証明する。		ン
年 月 日	チ	メ
有効期限	ト	ル
		、

沖繩県知事 氏名 ㊟	年 月 日から		
	年 月 日まで		

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に改正前の沖繩県農業共済組合検査規則第10条第1項の規定により交付された身分証明書は、改正後の沖繩県農業共済組合検査規則第12条第1項の規定により交付された身分証明書とみなす。

告 示

沖繩県告示第482号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条に規定する救急病院である。
平成24年10月12日

沖繩県知事 仲 井 眞 弘 多

病院の名称	病院の所在地	病院の開設者	救急病院認定日	認定有効期限
大浜第一病院	那覇市字天久1000番地	医療法人おもと会	平成24年10月7日	平成27年10月6日

沖繩県告示第483号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により、次のとおり肥料の登録の有効期間を更新した。
平成24年10月12日

沖繩県知事 仲 井 眞 弘 多

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%) その他の規格	生産業者		登録有効期限
				氏名又は名称	住所又は所在地	
沖繩県生第240号	消石灰	消石灰（特号）	アルカリ分95.2	拓南製鐵株式会社	沖繩県那覇市壺川3丁目2番地4	平成30年9月28日

沖繩県告示第484号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、次のとおり漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）に基づく普通損害保険に付すべき義務の同意を求めるための事前届出があった。
なお、当該届出に係る指定漁船調書を平成24年10月12日から同月26日まで伊江漁業協同組合事務所において縦覧に供する。
平成24年10月12日

沖繩県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 発起人の住所及び氏名 伊江村字川平386番地 岸本良一、伊江村字西江前1563番地 並里重信
- 2 加入区 伊江加入区
- 3 漁船損害等補償法第113条（義務付保漁船についての保険料の集収及び払込等）第1項の申出をする漁業協同組合の名称 伊江漁業協同組合

沖繩県告示第485号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、次のとおり漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）に基づく普通損害保険に付すべき義務の同意を求めるための事前届出があった。

なお、当該届出に係る指定漁船調書を平成24年10月12日から同月26日まで八重山漁業協同組合事務所において縦覧に供する。

平成24年10月12日

沖繩県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 発起人の住所及び氏名 石垣市八島町二丁目7番地12 諸見麗、石垣市八島町二丁目7番地1 砂川政彦
- 2 加入区 石垣加入区
- 3 漁船損害等補償法第113条（義務付保漁船についての保険料の集収及び払込等）第1項の申出をする漁業協同組合の名称 八重山漁業協同組合

沖繩県告示第486号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、次のとおり漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）に基づく普通損害保険に付すべき義務の同意を求めるための事前届出があった。

なお、当該届出に係る指定漁船調書を平成24年10月12日から同月26日まで与那国町漁業協同組合事務所において縦覧に供する。

平成24年10月12日

沖繩県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 発起人の住所及び氏名 与那国町字与那国4022番地の92 上原正且、与那国町字与那国4022番地の81 玉城正太郎
- 2 加入区 与那国加入区
- 3 漁船損害等補償法第113条（義務付保漁船についての保険料の集収及び払込等）第1項の申出をする漁業協同組合の名称 与那国町漁業協同組合

沖繩県告示第487号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、那覇市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成24年10月12日

沖繩県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 公共測量を実施する地域 那覇市松川、繁多川及び三原地内の一部
- 2 公共測量を実施する期間 平成24年10月3日から平成25年2月15日まで
- 3 作業種類 公共測量（3級・4級基準点測量、4級水準測量、現地測量及び路線測量）

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立認証申請があった。

なお、関係書類は、沖繩県環境生活部県民生活課において、平成24年11月30日まで縦覧に供する。

平成24年10月12日

沖繩県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 申請のあった年月日 平成24年10月1日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人やんばる舎
- 3 代表者の氏名 宮城良治
- 4 主たる事務所の所在地 沖繩県大宜味村字塩屋490番地
- 5 定款に記載された目的 この法人は、大宜味村を中心としたやんばる地域において、村民が生活する地域と環境そのものを生きた博物館、エコミュージアムとして創造し、やんばる特有の自然と、そこで育ま

れた歴史・文化を保全・継承、活用する事業を行い、人々が憩い、学び、活動できる「働く場」「暮らしの場」「交流の場」を創造し、持続可能な生活の場づくりをすることを目的とする。また事業を担う人材育成、組織作りを積極的に進め、大宜味村および、やんばる地域の発展に寄与する。

保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第18条の規定により、平成24年度沖縄県准看護師試験を次のとおり実施する。

平成24年10月12日

沖縄県知事 仲井眞弘多

1 日時及び場所

- (1) 日時 平成25年2月15日（金曜日） 午後1時30分から午後4時まで
- (2) 場所 沖縄県立看護大学（那覇市与儀1丁目24番1号）
- 2 受験手続 受験願書を平成25年1月4日（金曜日）から同月11日（金曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）に沖縄県福祉保健部医務課（那覇市泉崎1丁目2番2号）に提出すること。
- 3 その他 詳細については、沖縄県福祉保健部医務課（電話番号098-866-2169）に問い合わせること。

沖縄県環境影響評価条例（平成12年沖縄県条例第77号）第36条の規定により、事後調査報告書を作成したので、同条例第38条の規定により、次のとおり当該事後調査報告書を縦覧に供する。

平成24年10月12日

沖縄県知事 仲井眞弘多

1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

- (1) 名称 沖縄県
- (2) 代表者の氏名 沖縄県知事 仲井眞弘多
- (3) 主たる事務所の所在地 那覇市泉崎1丁目2番2号
- 2 対象事業の名称、種類及び規模
 - (1) 名称 儀間川総合開発事業
 - (2) 種類 ダムの設置の事業
 - (3) 規模 総貯水面積19.4ヘクタールのダムの建設
- 3 対象事業が実施されるべき区域 久米島町
- 4 事後調査の実施期間 平成23年6月1日から平成24年5月31日まで
- 5 事後調査報告書の縦覧場所、期間及び時間
 - (1) 縦覧場所
 - ア 沖縄県土木建築部河川課 那覇市泉崎1丁目2番2号 電話番号098-866-2404
 - イ 沖縄県土木建築部沖縄県ダム事務所 那覇市旭町116番地37 電話番号098-869-8291
 - ウ 久米島町環境保全課 久米島町字比嘉2870番地 電話番号098-985-7126
 - (2) 期間 平成24年10月12日から同年11月13日まで（土曜日及び日曜日を除く。）
 - (3) 時間 午前9時から午後5時まで
- 6 その他参考となる事項 なし
- 7 この公告及び縦覧に関する問合せ先
 - (1) 沖縄県土木建築部河川課 那覇市泉崎1丁目2番2号 電話番号098-866-2404
 - (2) 沖縄県土木建築部沖縄県ダム事務所 那覇市旭町116番地37 電話番号098-869-8291

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける契約の一般競争入札に参加できる者の資格、申請方法等について、次のとおり公告する。

平成24年10月12日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 調達する物品等の種類 学校防災対応システムの買入れ（設置及び設定業務を含む。以下同じ。）
- 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件をすべて満たす者とする。
 - (1) 営業年数が平成24年10月1日現在において3年以上であること。

- (2) 法人にあつては、資本金、基本金その他これらに準ずるものの額が300万円以上であること。
- (3) 従業員の数が5人以上であること。
- 3 一般競争入札に参加することができない者 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者及び同条第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後3年間の範囲内で知事が定める入札参加停止期間を経過していないもの
- 4 申請の方法等
- (1) 申請の方法 この公告による一般競争入札の参加資格（以下「入札参加資格」という。）の登録を申請する者は、次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を直接又は書留郵便により(2)に掲げる場所に提出するものとする。
- ア 一般競争入札参加資格登録申請書
- イ 法人にあつては、登記事項証明書
- ウ 個人にあつては、本籍地の市町村長の発行する身元（分）証明書
- エ 直近の貸借対照表、損益計算書その他の財産及び損益の状況を示す書類
- オ 入札参加資格の登録を申請する日前の直近2年間の都道府県民税及び事業税に関し滞納がないことを証する書類
- (2) 一般競争入札参加資格登録申請書の配布場所、申請書等の提出場所及び申請に関する問合せ先 沖縄県教育庁保健体育課学校安全・給食班 〒900-8571 那覇市泉崎1丁目2番2号 電話番号098-866-2726
- (3) 申請書等の受付期間 平成24年10月12日（金曜日）から同年10月26日（金曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）とし、受付時間は、それぞれの日の午前9時から午後5時までとする。なお、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。
- (4) 申請書等に使用する言語及び通貨
- ア 言語 日本語
- イ 通貨 日本国通貨
- 5 入札参加資格の審査結果 資格審査結果は、郵便により通知する。
- 6 入札参加資格の有効期限 入札参加資格を付与された日から平成25年3月31日までとする。
- 7 入札参加資格に係る登録事項の変更 入札参加資格を有する者は、当該入札参加資格の有効期間内に次に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく、資格申請事項変更届を提出しなければならない。
- (1) 商号又は名称
- (2) 住所又は所在地
- (3) 氏名（法人にあつては、代表者の氏名）
- (4) 使用印鑑
- (5) 法人にあつては、資本金、基本金その他これらに準ずるものの額
- (6) 電話番号
- 8 入札参加資格の取消し等
- (1) 入札参加資格の取消し等 入札参加資格を有する者が、3に掲げる者に該当するに至った場合においては、当該入札参加資格を取り消し、又はその事実があった後、県が定める期間は競争入札に参加させない。
- (2) 入札参加資格取消しの通知 入札参加資格を取り消したときは、当該取り消された入札参加資格を有していた者にその旨を通知する。
- 9 入札参加資格の適用範囲 この公告で定める入札参加資格は、沖縄県が実施する学校防災対応システムの買入れに係る一般競争入札に限り、適用する。

沖縄県が発注する物品等の調達契約のうち、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受けるものについて一般競争入札（以下「入札」という。）に付するので、次のとおり公告する。

平成24年10月12日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

1 入札に付する事項

- (1) 調達する物品等の名称及び数量 学校防災対応システム（以下「機器等」という。）の買入れ（設置及び設定業務を含む。以下同じ。） 1式
- (2) 調達する物品等の特質等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 納入の期限 入札説明書による。
- (4) 納入の場所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 特定調達契約に係る一般競争入札の参加資格及び申請方法等についての公告（平成24年10月12日付け沖縄県公報定期第4091号掲載）により入札参加資格を有すると認められた者
- (2) 納入しようとする機器等の機能等証明書を平成24年11月2日（金曜日）午前12時までに3(2)の場所に提出し、当該機器等を納入することを証明した者

3 契約条項を示す期間及び場所

- (1) 期間 平成24年10月22日（月曜日）から同年11月2日（金曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
- (2) 場所 沖縄県教育庁保健体育課学校安全・給食班 〒900-8571 那覇市泉崎1丁目2番2号 電話番号 098-866-2726

4 入札執行の日時及び場所

- (1) 日時 平成24年11月22日（木曜日）午後2時
- (2) 場所 沖縄県庁13階入札室

5 入札保証金 見積る契約金額の100分の5以上の金額を4(1)の日時までに3(2)の場所に納付すること。ただし、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

- (1) 保険会社との間に沖縄県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合
- (2) 過去2年の間に国（独立行政法人、公社及び公団を含む。以下同じ。）又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを国又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体が証明する書類を提出する場合

6 入札の無効 次の入札は、無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者のした入札
- (2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
- (3) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
- (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札
- (6) 入札条件に違反した入札
- (7) 連合その他不正の行為があった入札
- (8) 入札保証金が所定の金額に達しない者が行った入札

7 入札説明書及び仕様書の交付

- (1) 入札説明書及び仕様書を交付する期間 平成24年10月22日（月曜日）から同年11月2日（金曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
- (2) 入札説明書及び仕様書を交付する場所 沖縄県教育庁保健体育課

8 落札者の決定の方法

- (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わないもの又はくじを引かないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

9 契約事務を担当する部局等の名称及び所在地

- (1) 名称 沖縄県教育庁保健体育課
- (2) 所在地 〒900-8571 那覇市泉崎1丁目2番2号

10 契約の手續において使用する言語及び通貨

- (1) 言語 日本語
- (2) 通貨 日本国通貨

11 その他必要な事項

- (1) 入札書の提出の方法 入札書は、郵送による場合を除き、4(1)の日時までに4(2)の場所へ持参すること。電報及び電送による入札は、認めない。
- (2) 郵送による入札を希望する場合の入札書の提出の期限及び方法
 - ア 期限 平成24年11月21日(水曜日)午後5時
 - イ 方法 簡易書留郵便により沖縄県教育庁保健体育課に提出すること。
- (3) 最低制限価格 設定しない。
- (4) その他 詳細は、入札説明書による。

12 Summary

- (1) ARTICLES TO BE PURCHASED AND QUANTITY
Earthquake Early Warning System 1 set
- (2) DELIVERY DUE DATE
Will be specified on our explanatory pamphlet
- (3) DATE FOR BIDS
2:00 p.m. November 22, 2012
- (4) POINT OF CONTACT
Health and Physical Education Division, Okinawa Prefectural Board of Education,
1-2-2 Izumizaki, Naha-city, Okinawa 900-8571 Japan
Telephone 098-866-2726

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

平成24年10月12日

沖縄県立八重山商工高等学校長 友 利 成 寿

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量 語学演習装置、マルチメディア実習システム及び情報総合実習装置一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 沖縄県立八重山商工高等学校 沖縄県石垣市字真栄里180番地
- 3 落札者を決定した日 平成24年9月14日
- 4 落札者の名称及び所在地 株式会社オーシーシー八重山支店 沖縄県石垣市字新栄町50番地13
- 5 落札金額 40,645,500円
- 6 契約の相手方を決定した手續 一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日 平成24年8月3日

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話 098-866-2074	印刷所 有限会社 金城印刷 〒901-0305 糸満市西崎町五丁目9番16号
---	---